

ろう者の 思いを条例に

大津町手話言語の普及及び障がいの 特性に応じたコミュニケーション 手段の利用の促進に関する条例 (手話言語条例) を制定

最近ではテレビドラマでも話題となっている手話。手話とは、手や指・顔の動きを使って表現する視覚言語、いわゆる「目でみることば」です。

町では、熊本県ろう者福祉協会や県内の有識者の協力を得て、令和6年3月19日に条例を制定しました。この条例は、手話が言語であるという認識に基づいて、手話への理解を広めることと、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について基本理念を定め、全ての町民が認め合い、輝きと生きがいをもって、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すものです。

今回は、生きがいを持って輝くろう者の方々にお話を伺いました。コミュニケーションの手段を広げ、お互いを認め合い共に生きる社会について考えてみませんか。



手話の歴史

1878年、
「手勢法」でろう教育
古河太郎が日本で初めてろう学校「京都府立盲聾院」を開校。

1880年、
世界的に口話教育を実施、
手話を禁止に
ミラノ会議で「ろう学校で手話を使うことを禁止し口話のみを推奨する」と決議され、世界的にろう教育で相手の口の動きで言葉を理解し、聴者と同じように話す口話教育を採用。

1933年、
日本でも手話を禁止
日本でも口話教育が採用され、手話は口話教育の妨げになるという理由で禁止。

それでも受け継がれてきた手話
学校外や寄宿舎で先輩から後輩に手話を教えたりして、手話は引き継がれた。社会では手話は偏見の目で見られていたため、隠れて手話をしていた。

1947年、
全日本ろうあ連盟を結成
手話の現状を打破しようと、群馬県に約200人のろうあ者が集まり、全日本ろうあ連盟結成大会を開催。

1993年、
文部省が手話をコミュニケーションとして認知
学校教育において国語(日本語)をベースとするが、手話をコミュニ

ニケーション手段の一つとして認知。

2006年、
国連障害者権利条約が採択
障がいのある人の権利に関する条約(障害者権利条約)が国連総会において採択。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記。

2011年、
障害者基本法改正
「言語(手話を含む。)」と明記。

2016年、
障害者差別解消法
障害者差別解消法制定。「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを明記。

手話言語条例
ろう者の先人たちが国や自治体に対して活動をし、長い年月を経て、手話に対する認識が変わっていった。
大津町でも2024年3月19日、「大津町手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行した。県内では熊本県、熊本市、人吉市に次ぐ4番目の制定。

Interview 聴者・ろう者が平等に安心して暮らせる共生社会に



まつもと こうぞう
松本 幸造さん

バイクのエンジニアとして40年近いキャリアをお持ちの松本幸造さんはお仕事の傍ら、熊本県ろう者福祉協会菊阿支部長、熊本県ろう者福祉協会の理事長として、聴覚に障がいのある人の自立と社会参加を目指して活動されています。

学生時代の松本さん
私は生まれたときから耳が聞こえません。保育園では聞こえる子どもたちと一緒に過ごしましたが、小学校からはろう学校に通いました。ろう学校は家から遠かったため、寄宿舎で過ごしました。両親と離れて暮らすさみしさはありましたが、同じろう者の仲間や、寮母さんが母親代わりのような存在だったので、楽しく過ごしていました。
小中学校時代は、口話教育を受けました。手話は禁止され、学校で手話を使うと怒られることもありました。
口話だけでコミュニケーションを取ることはとても難しく、苦勞しました。口話教育の影響で、今でも文章の理解が難しいろう者がいます。
どうやって手話を学んだの？
私の場合、同じ宿舎の仲間や先輩から手話を学びました。

手話が認められない時代だったので、多くのろう者はこっそりと手話を学びました。国語の授業のように教科書を使って手話を学んだわけではなかったのですが、自分が手話を教える立場になったときには不安な思いがありました。
それでも、ろう者にとって安心して暮らせるような社会を目指すため、現在は津や菊池、阿蘇方面で手話奉仕員養成講座の講師として手話の普及に努めるほか、ろう者同士のコミュニケーションの場を作ったり、年に数回学習会を開いたりしています。
しかしながら、近年そういったコミュニケーションの高齢化が進んでいます。高齢により車の運転ができなくなり、集まりに参加できず孤立する問題も出てきています。そういった方々にも平等に情報が届くシステムが必要です。

手話言語条例について
今回の大津町手話言語条例の制定をうけ、手話は言語であるということを広め、一人一人を尊重した社会に変えていくといいですね。聴者、ろう者が平等に、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指していけたらと思っています。



Interview ありのままで生きていられる未来あるろう児・難聴児たちのために



のりとみ ひでと
乗富 秀人さん

乗富秀人さんは、日本のデフアート画家の第一人者として熊本市を拠点に活動されています。「デフアート」とは、ろう者の手話・文化・心理・歴史などが表現された作品のことで、作者それぞれの経験や思いが作品に表れたものです。

パリに留学、
デフアートに出会う
26歳の時、当時恋人だったろう者の妻がアメリカ留学した影響を受け、絵の勉強をするためにフランスのパリに留学し、そこで初めてデフアートに出会いました。ろうの歴史、思いを絵や文章で表現するデフアートに衝撃を受け、初めて自分でデフアートのポストカードを買い、今もその絵を大事にしています。
また、フランスは世界で初めてろう学校を建てた国。留学時、ろう者と聴者が対等にコミュニケーションをとっていることも驚きました。
日本では、話しかけられても私の耳が聞こえないと分かった瞬間、相手が離れていくことがほとんどでした。しかしパリでは違いました。手話が分からなくてもジェスチャーなどを使って普通に話しかけてくるので

デフアートを始めたきっかけ
2001年に北海道に引っ越し、当時はデフアートではなく、風景や人物の絵を描いていました。しかし、私と同じろう者である息子の誕生を機にデフアートに転向しました。
私を含め、以前は多くのろう者が手話を使うことを禁止されていました。



これからについて
ろう者にとって手話は生きていく上で大切な言語の一つです。今回大津町で制定された手話言語条例は手話の存在を守るために必要なものであると思います。
私も、手話の存在を守るために、ひいてはろうの子どもたちの未来を守るために、デフアートを通してたくさんの人にろう者の歴史、思いが伝わるよう活動をしていきます。